

平成 29 年 1 月 18 日
商 工 中 金

商工中金と長野銀行が株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の「特定支援業務」活用による経営者の再チャレンジをサポート！長野県第1号案件！

商工中金は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、REVIC）の特定支援業務を活用し、経営者の再チャレンジ支援に取り組んでいます。

1. 特定支援業務の概要

特定支援業務とは、REVICが金融機関等から貸付債権等を買取り、事業者の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務についても経営者保証ガイドライン（以下、経営者GL）に従った整理を行うものです。本業務の目的は、保証債務の存在等がネックとなり転廃業が困難な経営者の支援を通じ経営者の再チャレンジ・中小企業の各ライフステージにおける新陳代謝、ひいては地域経済の活性化を促進することです。

2. 今回の取組みについて

商工中金では、地元密着型経営を行っていた事業者（以下「対象事業者」とする）について、対象事業者、その経営者及び地元金融機関である長野銀行とともに、REVICに対して特定支援の申込を行い、平成29年1月17日付で特定支援決定を受けました。

本業務の利用は長野県内において第1号案件となります。

また、本件は、平成26年12月17日付で締結した「業務連携・協力に関する覚書」に基づき、長野銀行と連携した取組みにより実現したものです。

今後も商工中金は、公的金融機関として唯一のフルバンキング機能を有する機関として、REVICや地域金融機関等との連携を図り、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

【参考】REVIC特定支援業務イメージ

